



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

新型コロナウイルス感染防止に関する 柳澤会計グループの対応方針ならびに協力のお願い

■来社時のお願い

弊社では新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として来社時に以下の対応をお願いしております。

- ・受付簿の記載
- ・検温の実施（発熱のある場合には入室をお断りさせていただきます。）
- ・手指の消毒

■社員の予防措置

- ・出社前に体温を測定し、体温が 37 度以上ある場合は出社禁止。
- ・発熱がない場合も、咳や鼻水が多いなど体調不良の兆候が見られる場合は出社禁止。
- ・不要不急の会議、社内行事、会食等の中止、外部研修の参加の禁止。
- ・社内での感染予防措置の徹底。（換気、事務スペースの分散、会議の時間短縮、清掃・消毒）

弊社社員ならびに関係の皆様のご安全確保を最優先した措置となりますので、皆様にはお手数をおかけしますが何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

上川アダプトクリーンウォークに参加しました

4月3日（土）本年度1回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われました。当プログラムは環境美化活動を行い、道路環境、河川環境をはじめ、市内全域の美しい環境を守ろうとする市民意識の高揚を図ることが目的となった活動です。

朝8時30分より社員19名が集合し、主に上川沿いの清掃活動を行いました。本年度は、あと7月と10月の2回参加する予定です。



クールビズ実施のお知らせ

今年も当事務所ではクールビズを実施します。

クールビズ期間中は、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装にてエアコンの使用を控えめにして業務を行っております。皆様には、不快感を与えない軽装での対応を心掛けておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■クールビズ期間 5月6日(木)から9月30日(木)まで



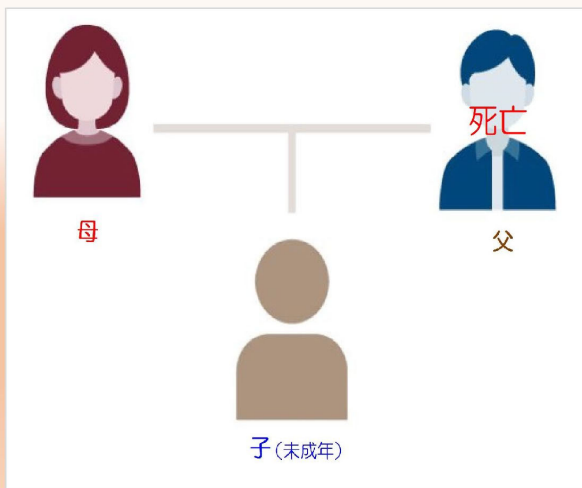
～相続人に未成年者がいる場合の遺産分割～

■ 未成年者は法的に遺産分割協議ができない

被相続人が亡くなると、相続人同士で遺産分割協議をして遺産を分け合います。ただし、法律上では原則、未成年者は単独では有効に法律行為をすることができません。一般に未成年者が法律に基づく契約などをするときは、親権者が代理人になります。しかし、親権者である父又は母が、その子との間でお互いに利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）をするには、父又は母は、その子の代理人になることができません。そのため、その子のために「特別代理人」を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。

※利益相反行為とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年の子が行う遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する行為です。

親権者が未成年者の代理人になれない場合



母と子が相続人に該当し、利益相反となる。
母は子の代理人になれない。
特別代理人の選任が必要。

■ 特別代理人には誰になれるのか

特別代理人に選任されるために特に資格は必要なく、相続の当事者でない成人であれば誰でもなることができます。

なお、1人の代理人が兄弟姉妹など2人以上の未成年者の代理人を務めることはできません。未成年の相続人が複数いる場合は、その人数分だけ特別代理人を選任しなければなりません。

■ 遺産分割協議書の内容について

特別代理人の選任手続きの際には、遺産分割協議書案を未成年者の住所地の家庭裁判所に特別代理人の選任申立書に添付して提出します。

家庭裁判所は、特別代理人の選任を認めるかどうかを、遺産分割協議書の内容から判断します。遺産分割協議書の内容が相続人にとって不利なものである場合、選任が認められない可能性があります。

そのため、相続人に未成年者がいる場合の遺産分割協議書の作成には、未成年者がいない場合と比べて注意が必要となります。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q 令和5年10月から始まる、消費税のインボイス方式(制度)とは？

1. 消費税のインボイス制度とは？

インボイス制度とは簡単にいえば、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度です。要件を満たした請求書を保存しておくことで、仕入れ側は消費税の仕入額控除を受けることができます。

2. インボイス制度の概要

①インボイス（適格請求書）とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書（請求書）」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

②インボイス制度とは、

<売手側>

売手である**登録事業者**は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

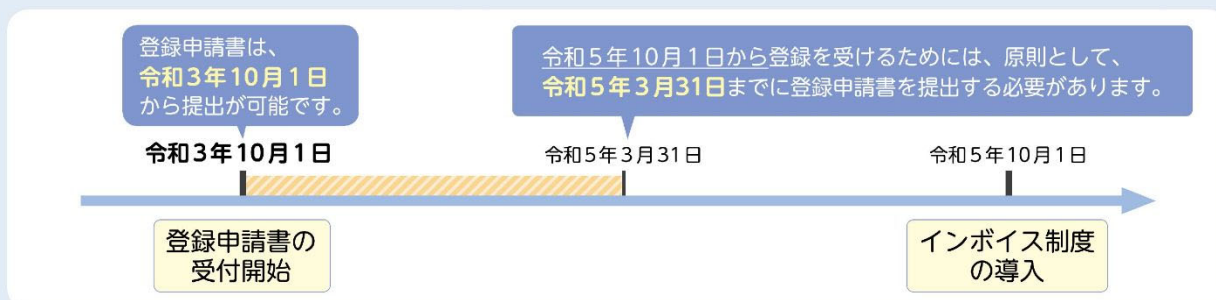
※買手が、仕入税額控除を受けるためには、売手が「登録事業者」であることが必要です。また、「登録事業者」になるためには、登録申請の手続きが必要です。

<買手側>

買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

3. 制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T＋法人番号」、それ以外の事業者の方は「T＋13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

押印の廃止

■ 税務書類

令和3年4月1日より、一部の手続きを除き税務書類への押印が不要になりました。これまでは税務書類には法人代表者や提出者の押印を「しなければならない」とされていましたが、行政のデジタル化が進む中、見直しが行われることとなりました。

押印	税務書類	例
原則不要	全般	確定申告書、給与所得者の扶養控除申告書等
例外的に必要	担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち 実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類	抵当権設定登記承諾書等
	相続税、贈与税の特例における添付書類のうち 財産の分割の協議に関する書類	遺産分割協議書等

当面は押印欄が記載された書式なども使用されるものの、空欄で問題はありません。順次、押印欄のない書式に切り替わる予定です。今後、仮に押印したとしても修正の必要はなく、押印の有無で書類の効力に影響は生じません。ただし、振替依頼書やダイレクト納付利用届出書など金融機関に提出する書類では、金融機関の求めに応じ銀行印が必要となります。

■ 社会保険関係

令和2年12月25日より、年金手続きの申請・届出様式の押印は原則廃止されています。押印欄のある旧様式は引き続き使用可能ですが、押印は必要ありません。ただし、金融機関への届出印や実印による手続きが必要なものについては、引き続き押印が必要です。

また、協会けんぽに提出する各種申請書への押印についても、一部を除き不要となりました。



(北原隆幸)

コラム ～失敗を恐れない～

青柳佑斗

4月14日(水)に茅野市主催の新入社員歓迎大会が行われました。私は「先輩の言葉」としてスピーチをさせていただきました。その時のスピーチ内容の一部を紹介させていただきます。新入社員の皆様には、失敗を恐れずに挑戦し続け多くの経験を積んでほしいです。初めての仕事は「失敗したらどうしよう…」など不安を抱える事があると思います。しかし、まずは失敗の事を考えずに全力で取り組んでほしいです。全力で取り組んだ結果失敗した時は、何が悪くて失敗したのか原因を知る機会となります。諸先輩方も「新人の内は仕方がない」と考え、改善点を教えてくれると思います。肝心なのは同じミスを何度も繰り返さない事です。一度教わったことや失敗したことを繰り返さない事により自身の成長につながると 생각합니다。私自身も様々な失敗をしていましたが、その都度、上司や先輩方に助けていただきました。今後も失敗を恐れずに様々な事にチャレンジをしていき、成長していきたいと思っています。

